

豊後高田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(豊後高田都市計画区域マスタープラン)

【改訂】

—R3. 3—

県名	大分県	都市計画区域名	豊後高田
----	-----	---------	------

	目	次
<b>1 都市計画の目標</b>		
1) 豊後高田都市計画区域の特性	P 1	
2) 都市づくりの課題	P 3	
3) 基本理念	P 4	
4) 地域毎の市街地像	P 5	
5) 都市計画区域の範囲、規模	P 5	
6) 目標年次	P 5	
◆都市づくり概念図		
<b>2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針</b>		
1) 判断基準	P 6	
2) 区域区分の有無	P 6	
<b>3 主要な都市計画の決定の方針</b>		
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	P 7	
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	P 1 1	
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	P 1 4	
4) 自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	P 1 4	
<b>4 都市防災に関する方針</b>		
1) 基本方針	P 1 6	
2) 都市防災のための施策の概要	P 1 6	
<b>5 都市計画の相互支援と管理</b>		
1) 役割分担と相互支援	P 1 7	
2) 計画の管理と継続的改善	P 1 8	
◆付図		

## 1 都市計画の目標

### 1) 豊後高田都市計画区域の特性

中津市、宇佐市、豊後高田市から構成される「県北広域都市圏」は、中津平野を横断する国道10号、国道213号、県道中津高田線と東九州自動車道を都市間交流軸として、中津、宇佐、豊後高田の各既成市街地を多極分散型都市構造における都市核として形成している。また、市街地の周辺には広大な田園景観が広がり、その周囲を周防灘沿岸部の海岸と背後の山地の自然が取り囲んでいる。なかでも豊後高田市は、田園環境や歴史・文化資源を活かしたゆとりとうるおいのあるライフスタイルを実現する生活都市圏の形成が期待されている。

本都市計画区域は、大分県の北東部、国東半島の西の入り口に位置し、周囲を周防灘、宇佐市などに接し、気候的には瀬戸内海気候区に属し温暖で自然に恵まれ過ごしやすい都市である。

歴史的には、奈良・平安時代に宇佐神宮の影響を受け六郷満山と呼ばれる仏教文化が栄え、周辺の山々に多数存在する仏教寺院や関連文化財は、「仏の里」国東を象徴する遺跡で、民族行事とともに現代に伝えられている。これらは、本都市計画区域における現在の文化的形成に大きな影響を与えているとともに、多数の魅力ある観光資源となっている。

また、高度技術産業集積活性化計画の対象地域として、美しい自然と調和を図りながら高度技術産業の集積による田園工業都市づくりが進められてきた。これら新たな産業と伝統、文化、歴史の融合したまちづくりにより今後の発展が期待される都市である。

【豊後高田の景観】



—市街地中心部—



—歴史的資源（富貴寺大堂（国宝））—

## 2) 都市づくりの課題

中心市街地は、桂川左岸河口付近を中心に形成されているが、居住環境整備の遅れ、空き店舗等の増加などによりその魅力は弱まっている。このため、現在取り組まれている「豊後高田昭和の町」の取組をさらに推進するとともに、空き店舗の活用を一層拡大し、商業と観光の一体的な振興により求心力を回復させ、都市機能や居住の集積を図ることが必要である。

これからの中高齢社会の進展などによる移動ニーズの変化を踏まえながら、道路だけではなく公共交通機関等により拠点と地域とのネットワークを構築し、自家用車に過度に頼ることなく誰もが日常生活に必要なサービスなどを享受できる都市基盤を形成することが必要である。

道路は、国東半島を一周する国道 213 号が南北に走り、この国道から県道が放射状に伸びる体系を成している。今後、旧町の役場を中心として旧来から集落の機能が集積する拠点等の地域を相互に結ぶとともに観光資源などを連携する道路網の整備が必要である。また、宇佐国見道路においては現道利用も含めたルート検討を行い、将来に向けた広域的な都市間連携を促進するために、実現に向け取組を進める。

郊外部の住居系用途地域では、住宅と農地の混在もみられることから土地利用の整序と良好な住環境整備により居住の誘導を図る必要がある。

さらに、本都市計画区域内に大分北部中核工業団地が整備されていることから、積極的な企業誘致により、県北広域都市圏をリードする産業拠点の形成を図る必要がある。

一方で、本都市計画区域は、周防灘断層群を震源とした地震や津波が懸念されており、一部の用途地域内においても津波浸水が想定されている。また、市街地背後に山地が位置する地形のため、集中豪雨等による低地の浸水や氾濫、土砂災害による被害が懸念されている。

このため、計画的かつ着実に地震・津波・高潮対策や土砂災害及び河川浸水等の対策に取り組むとともに、災害リスクの低い区域への各種施設の立地誘導やより安全な地域への居住等の誘導、災害リスクの高い区域における関係法令に基づいた土地利用制限や開発行為の規制等を検討し、適切な土地利用により安全・安心な居住環境を形成していくことが必要である。

### 3) 基本理念

人口減少・超高齢社会の進行や巨大災害の懸念など、都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しているなか、地域資源を活かし、人々が住み・生活することで、多様な価値を創出し、魅力的な都市生活を送ることのできる持続可能な都市の実現を図るため、大分県においては、『地域の豊かな個性を繋ぎ、自然と都市の幸が湧き出る、おんせん県おおいたの都市づくり』を都市づくりのテーマとしている。

このテーマを実現するため、以下の5つを基本方向として、都市政策を進める。

- ① 「都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり」 【都市構造】
- ② 「地域の魅力が向上し、人や仕事であふれる都市づくり」 【地方創生】
- ③ 「安全で安心して暮らせる都市づくり」 【安全安心】
- ④ 「歴史・文化資源の保全と美しい景観形成を図り、  
自然環境と共生する魅力ある都市づくり】 【環境】
- ⑤ 「私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり」 【地域主体】

本都市計画区域においては、田園環境や歴史・文化資源を活かしたやすらぎとにぎわいのある交流都市の形成を目指す。

このため、大分北部中核工業団地を活用した企業誘致、西国東地域における中心都市にふさわしい中心市街地の形成を図るとともに、豊富な観光資源を活用した、豊後高田独自の風景と味覚を堪能できる観光拠点の形成を図る。そして、より暮らしやすい将来像実現のため、中心市街地や利便性の高い主要幹線道路沿道へ、都市機能や居住の集積を図り、持続可能な都市構造の実現を目指す。また、田畠と緑に囲まれた田園環境や自然環境のなかで、やすらぎとゆとりが感じられる居住環境の形成を図るとともに、地震・津波・高潮や洪水・土砂災害への対策の充実など強靭な県土づくりに取り組むことにより、住む人や訪れる人が安心して生活し、くつろぐことができる市街地の形成を図る。

そして、公共交通機関等により拠点と地域のネットワークを構築し、田園環境や歴史と調和したコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の実現を目指す。

また、今後の都市づくりの構想として、都市や生活のなかに地域情報通信技術を組み込んだスマートシティについて、関係機関と連携し検討を進める。

#### 4) 地域毎の市街地像

基本理念に基づき都市づくりを進めるにあたり、それぞれの地域が目指すべき市街地像や担うべき役割を明確にするため、中心拠点市街地及び各拠点を位置付ける。

##### ① 中心拠点

高田地区・玉津地区を中心拠点とする。

高田地区・玉津地区では、活力ある商店街の形成や回遊性を高めた街路を整備し、多様なサービスを提供する魅力ある中心市街地を創出するとともに、国道 213 号沿道では、既存の商店街と棲み分けを行った業態が出店するなど、市民に便利で活力あるまちの形成を図る。

##### ② 観光・交流拠点

豊後高田昭和の町周辺を観光・交流拠点とする。

観光客の増加と地域住民の交流機会の増大を目指し、観光交流センターの整備などにより回遊性を高め、安全で快適な観光環境の整備に努める。

##### ③ 産業機能集積拠点

大分北部中核工業団地を産業機能集積拠点とする。

産業機能集積拠点では、豊後高田市の産業を支える拠点として、工業地としての機能の集積と充実を図り、新規参入企業の誘致や既存企業の定着に努める。

#### 5) 都市計画区域の範囲、規模

本都市計画区域の範囲、規模は次のとおりとする。

区分	市町名	範囲	規模
豊後高田都市計画区域	豊後高田市	行政区域の一部	5,300ha

(注) 範囲には、地先公有水面を含む。

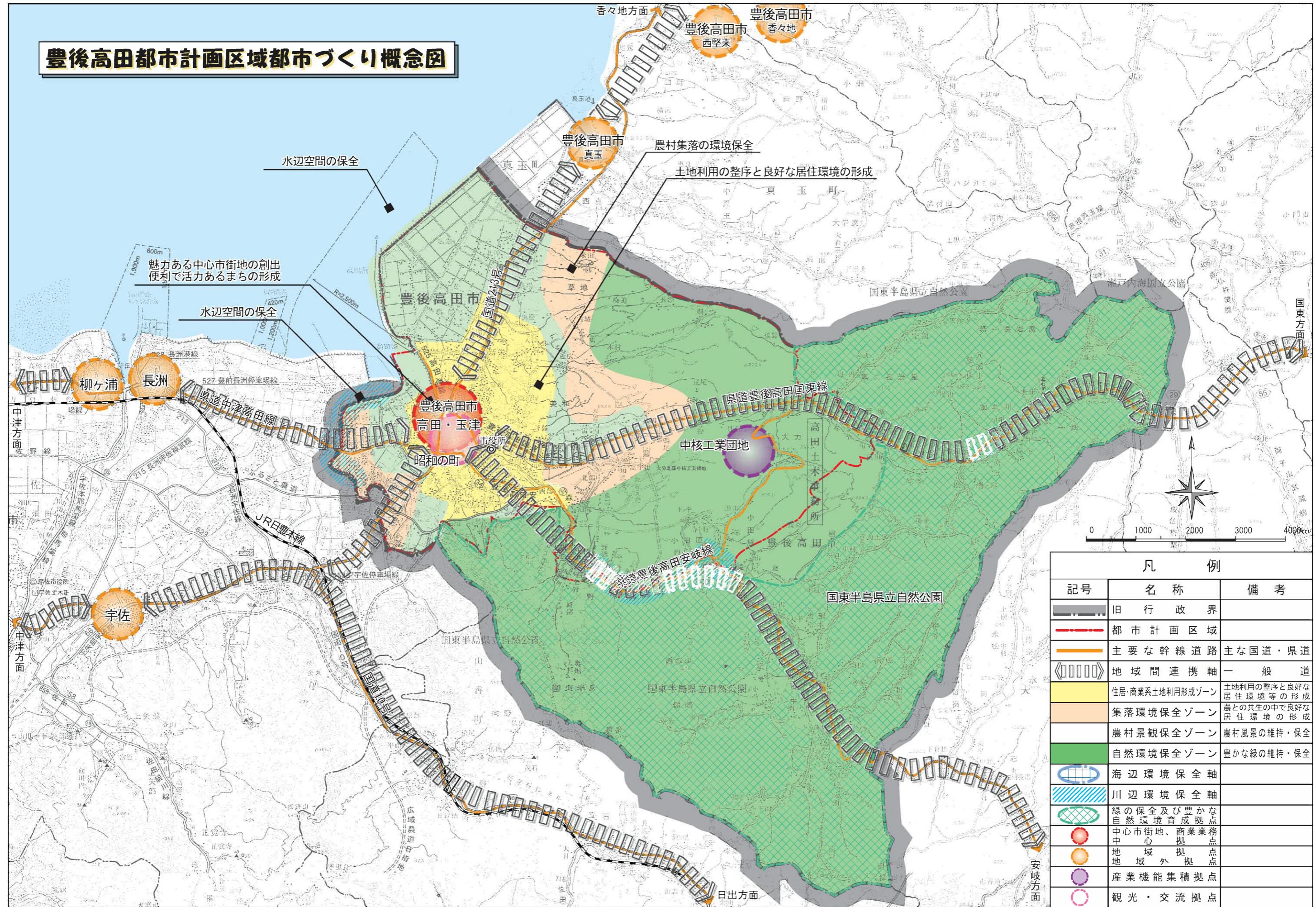
#### 6) 目標年次

概ね 20 年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本方針を示す。

なお、都市施設、市街地開発事業については、特に優先的に整備するものを整備の目標として示す。

基準年	目標年次
令和 2 年 (平成 27 年国勢調査)	令和 22 年

# 豊後高田都市計画区域都市づくり概念図



## 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 判断基準

本都市計画区域は、現在区域区分制度が運用されていない区域である。現在の都市構造などを踏まえ、無秩序な市街化の可能性、都市の求心力、建築基準法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによる規制状況、広域的な都市の連携状況などをもとに区域区分の判断を行う。

### 2) 区域区分の有無

#### ① 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めないものとする。

#### ② 理由

本都市計画区域は、都市の求心力はやや弱いものの、宅地化が進行している。ただし、農地の多くは農業上の利用を確保すべき土地（農用地区域）として指定されており、今後も関係機関との連携により保全は可能であることなどから無秩序な市街地の拡散の可能性は小さい。さらに、中心市街地活性化基本計画の実施や立地適正化計画の運用などにより、用途地域内への計画的な人口誘導に努めている。

したがって、本都市計画区域においては区域区分を定めないものとするが、今後とも立地適正化計画、また特定用途制限地域や地区計画等を適切に運用し、都市機能や居住の集約化を目指す。また、農地や自然環境の保全を行うとともに、必要に応じて適切な用途地域へ見直すことで、無秩序な市街化に対する土地利用規制を行うものとする。

### 3 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 基本方針

人口減少・高齢化が進むなか、持続可能な都市づくりに向けて、地域の個性を活かしながら、中心拠点等へ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の集約化を促し、郊外部への市街地の拡大を抑制することにより、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指す。コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けては、立地適正化計画等の活用により、適切な土地利用を推進する。

中心市街地では、土地利用の高度化や既存ストックの有効活用を図るとともに、公共施設や各種施設の中心市街地への集約及び立地促進に努める。また、空き家等について、他の用途への転用等を含めて、多様な活用を推進する。

一方、用途地域外をはじめとした郊外部では市街地の拡大抑制を基本に、利用されなくなった土地については自然再生の可能性を検討する。このような地域においては、都市的土地区画整理事業への転換は原則行わないこととし、土地利用を転換する場合には、慎重な配慮の下での計画的な転換に努める。ただし、用途地域外にて現に市街化が進行している等適切な土地利用の誘導が必要な地域については、用途地域の指定を含めた対策を検討する。

また、土砂災害や市街地の沿岸部における津波等の災害リスクの高い地域においては、都市機能や居住等、各種施設の立地を抑制し、県土強靭化の実現に向けた適切な土地利用を推進する。

##### ② 主要用途の配置の方針

###### ア 商業、業務地

西国東地域の中心都市にふさわしい商業拠点の形成を図るため、高田・玉津地区及び国道 213 号沿道地区に商業地を配置し、それぞれの役割分担を明確にするとともに、商業地の活性化と商業施設の集積を図る。

このうち、高田・玉津地区は、昭和 30 年代をテーマとしたまちづくりが進められており、全国的にも有名な観光名所として浸透している。平成 19 年 5 月の中心市街地活性化基本計画の認定をはじめ、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）等の制度を活用し、今後さらにこの活動を推進する。古きよき昭和時代を醸し出すまちなみの保全に考慮しながら、空き家などの低・未利用地の活用等による都市環境の整備を進めることで、商業機能の一層の強化を図り、観光産業の充実と拡大に努める。特に、「豊後高田昭和の町」周辺では、活力ある商店街の形成や回遊性を高めた街路を整備する。

また、国道 213 号、県道中津高田線沿道地区は、沿道型店舗の立地が進んでおり中心市街地との役割分担のもと交通渋滞や沿道景観に留意しながら商業施設の集積を図るとともに、中心市街地活性化基本計画区域外のその他の商業地についても、地区の特性を活かした魅力ある商業地の形成を図る。

行政管理中枢機能を有し官公庁施設の集積がある玉津地区では、今後とも業務機能の充実に努める。

#### イ 工業地

高度技術産業集積活性化計画の中核施設として、優れた立地条件と恵まれた周辺環境を備えた、大分北部中核工業団地を中心に、積極的な企業の誘致を図る。また大分北部中核工業団地等では、順調に企業立地が進んでいるため、必要に応じて工業団地の用地拡大についても検討する。

#### ウ 住宅地

本都市計画区域では、用途地域内人口が減少傾向にある一方で、用途地域外の人口が増加している。今後とも、中心市街地の活性化などを促進するとともに、無秩序な市街化が進まないよう立地適正化計画に基づき商業地の周辺に住宅地を配置するとともに、既存ストックの有効活用や老朽化した空き家の除却等により適切な土地利用の誘導を行い、良好な居住環境と定住人口の確保に努める。このうち都市基盤整備の不十分な住宅地については、その改善を図り良好な居住環境の形成に努める。



—良好な住宅地の整備イメージ—

### ③ 市街地の土地利用の方針

#### ア 居住環境の改善又は維持に関する方針

市街地内では、生活道路、公園などの整備により居住環境の改善や魅力ある都市環境の整備を進める。また、土地区画整理事業が完了した地区においては、住宅建設の促進を図るとともに地区計画や建築協定などの導入により良好なまちなみが維持できるよう努める。

また、空き家や空き店舗、空き地が増加している箇所では、居住環境の維持・改善に向けて、これら既存ストックの利活用や管理不全空き家の発生防止、老朽化した危険な空き家の除却を進める。

さらに、急増する外国人材の受入の推進に合わせ外国人の居住環境の改善等にも配慮する。

都市基盤が不十分で農地や低・未利用地が多く介在している住宅地については、農林漁業との調和を図った上で必要に応じて土地区画整理事業などの導入を検討し、計画的に良好な居住環境の維持・形成に努める。

#### イ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

住民にゆとりとうるおいのある場所を与えるとともに、自然環境の保全やレクリエーションの場、また市街地の景観構成要素として、公園・緑地などを体系的に整備し、その維持管理に努める。

市街地内に存在する農地については、宅地化の動向や空き家・空き地の状況を見定めながら、景観・環境・交流等の機能を持つ身近にふれることができる緑地として、必要に応じて保全に努める。また、桂川、寄藻川の良好な河川環境や丘陵地の良好な樹林地の保全に努める。

#### ウ 大規模集客施設<sup>\*1</sup>の立地誘導方針

多くの人々が利用し都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設については、1つの都市を超えて広域的に利用されるため、本都市計画区域においては、「大規模集客施設の立地誘導方針（大分県平成21年5月策定）」に則し、原則として大規模集客施設の立地抑制を図る。

（＊1）大規模集客施設：劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

### ④ その他の土地利用の方針

#### ア 優良な農地との健全な調和に関する方針

呉崎地区など市街地周辺の農地は、そのほとんどが農用地区域に指定され干拓事業などにより農業生産基盤の整備がなされ優良な農地を形成しており、今後とも保全に努める。

また、必要に応じて用途地域の見直しを行い、新たな農地としての活用も検討する。

市街地周辺の荒廃農地については、多様な主体の参加による農地再生を促進し、農地としての利用を積極的に図るとともに、再生困難な荒廃農地は、地区の特性に応じて自然再生の可能性を検討する。

#### イ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地に隣接する斜面には、土石流や急傾斜地の崩壊などの危険性を持つ区域が多数存在する。また、沿岸部では地震に伴う津波、高潮や桂川沿い等では洪水による浸水が懸念されている。

災害リスクの高い区域においては、開発許可制度の適切な運用等により住宅や高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設、公共施設等の立地を抑制し、適切な土地利用を推進する。

また、土砂災害や河川浸水、津波浸水などが想定される区域等の防災情報を横断的に整理し、都市づくりの基礎情報として活用し、災害に強いまちづくりに努める。

#### ウ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

優れた自然環境は将来に受け継がなければならない財産である。桂川は都市の緑を形成する骨格軸であり、水質の保全・浄化とともに市街地との近接性を活かした河川空間の活用と保全を積極的に推進する。また、仏教文化を伝える遺跡などとともに存在する丘陵地の緑地など、良好な自然が残る地域の保全に努める。特に、大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー事業においては周辺景観等に配慮する。

なお、利用されなくなった自然的土地利用に資する土地等については、市民農園への活用や森林・湿原、草地等の自然再生の可能性について検討する。

#### エ 秩序ある都市的土地区画整理事業の実現に関する方針

市街地周辺や幹線道路沿道に立地する集落地では、無秩序な開発や建築行為が行われないよう適切な規制・誘導を行い、良好な集落環境の保全に努める。ただし、用途地域外にて現に市街化が進行している等適切な土地利用の誘導が必要な地域については、用途地域の指定を含めた対策を検討する。

また、用途白地地域における集客施設の開発については、中心市街地の活性化を妨げる恐れがあることから、特定用途制限地域等による規制を検討する。

さらに、長期的な視点からも、立地適正化計画による居住や都市機能の誘導を図る。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

#### ア 交通体系の整備方針

本都市計画区域は国東半島の西の入り口に位置し、主要な交通体系として国道 213 号、県道中津高田線、県道豊後高田安岐線及び県道豊後高田国東線など主要幹線道路からなる陸上交通網が、また、海上交通基地として高田港が配置され、西国東地域における交通の拠点となっている。さらに、宇佐国見道路については、国道 213 号等の現道利用も含め、ルートについて検討を行う。

西国東地域における中心都市として周辺都市との結びつきにより業務、観光の活発化が期待されることから、広域交通網の整備や連携強化を図るとともに、交通量の増加に対応するため、区域内の幹線道路整備によって円滑な自動車交通の確保を図る。

また、六郷満山ゆかりの寺院などの歴史的遺産や、海と山の自然景観、温泉など貴重な観光資源が点在しているが、これらの連携は十分とは言えず、これらを結ぶ道路網の整備を図る。さらに、市街地内では、ゆとりある歩道、植樹や防災空間の確保に努め歩行者の安全、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備などに努める。幹線道路や集落へ接続する道路については、地震や豪雨などの災害に備え、道路の防災対策に努める。

さらに、今後の高齢化や人口減少への対応のみならず、更なる観光振興を見据えて、誰もが各拠点へアクセスできるよう、既存の公共交通機関に加えて、コミュニティバス（乗合タクシー）の維持・拡大と、デマンド交通の導入など地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築を目指す。

そのなかで、高度道路交通システムなど情報通信技術を活用した交通需要マネジメントなどの新たな交通システムのほか、自動運転や自動車のシェアリングシステムなどについても、公共交通を補完するものとして検討を進める。

#### イ 整備水準の目標

都市計画道路の内、幹線道路の改良率は、平成 30 年度末現在 51.4% である。幹線道路が果たす交通処理機能や商工業などの都市活動を支える市街地形成機能、さらに、災害時の避難路や延焼遮断帯となる防災機能などの観の点を踏まえ、緊急性の高い路線・箇所について、重点的な整備に努める。

また、代替路線が別途確保されるなど、必要性・優先性に乏しくなった都市計画道路については、適宜見直しを行う。

## b 主要な施設の配置の方針

### ア 道路

種 別	配置の方針
主要幹線道路	<p>本都市計画区域内における円滑な交通の流れと区域外とのアクセス性を高めるため、主要幹線道路として次の道路を配置する。</p> <p>国道 213 号（都市計画道路 3・4・1 田笛橋入津原線） 県道中津高田線（都市計画道路 3・4・3 水崎御玉線） 県道豊後高田安岐線（都市計画道路 3・4・2 金谷上北線） 県道豊後高田国東線（都市計画道路 3・5・5 御玉高田港線、3・4・3 水崎御玉線）</p>
都市幹線道路	<p>主要幹線道路を補完し、都市内の幹線機能を有し市街地の骨格を形成する幹線道路として、次の道路などを配置する。</p> <p>都市計画道路 3・5・6 中之島石部線 都市計画道路 3・4・7 新地線 都市計画道路 3・4・8 水取田笛橋線</p>

### イ 公共交通

バスは、路線バス及びコミュニティバスの確保維持に努めるとともに、地域の様々な団体との協働による取組を検討する。また、異なる交通モードの乗り継ぎの円滑化、それに伴う公共交通機関の利用促進を図る。

### c 主要な施設の整備目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする路線は次のとおりである。

種 別	路線名
道 路	都市計画道路 3・4・1 田笛橋入津原線（国道 213 号）
	都市計画道路 3・5・6 中之島石部線

## ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

### ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道については、都市の健全な発展と衛生的・文化的な都市生活を確保するため、汚水処理施設の整備や雨水排除対策を推進するとともに、既存施設については着実な点検、適切な維持管理により長寿命化に努める。

河川については、住民の生命や財産を浸水などの災害から守るために、河川流域が有している保水機能や遊水機能の維持や保全に努めるとともに、河川管理施設の適切な維持管理により長寿命化に努める。なお、河川空間を住民の憩いとやすらぎの場としても位置づけ、治水と親水を同時に満足するような総合的な河川環境の整備を推進する。特に、「豊後高田昭和の町」に架かる桂橋を中心に、賑わいのある「まち空間」に合致した河川環境整備を検討する。

## **イ 整備水準の目標**

下水道については、全体計画処理面積 691ha、計画処理人口 7,500 人を定め順次整備を進めており、事業認可区域面積 691ha のうち平成 30 年度末現在 512.5ha が供用開始している。今後とも、平成 26 年度に策定した豊後高田市生活排水処理施設整備構想に基づき下水道の整備を推進する。

河川については、これまでの浸水実績等を踏まえ、浸水被害の軽減及び解消を目標とした河道整備を図る。

## **b 主要な施設の配置の方針**

市街地は、公共下水道事業により整備を行うものとし、公共下水道計画区域外の地域については、農業集落排水処理施設の整備や合併処理浄化槽の普及に努める。

また、河川については、住民の生命財産を浸水などの災害から守るために計画的に河川改修を推進し防災に万全を期する。さらに、河川空間は住民の憩いとやすらぎの場として配置し、治水・親水機能を兼ね備えた河川環境整備を推進する。

## **c 主要な施設の整備目標**

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする下水道及び河川は次のとおりである。

種 別	名称（処理区）
下水道	豊後高田市公共下水道（高田処理区）
河川	桂川

## **③その他の都市施設の都市計画の決定の方針**

### **a 基本方針**

住民が快適で文化的な生活を営むために、必要な都市施設の配置、整備を図る。

### **b 主要な施設の配置の方針**

平成 29 年度末現在、主要な都市施設として、豊後高田市クリーンセンター、豊後高田市ごみ清掃工場が各 1 箇所配置されている。

ごみ清掃工場は施設の老朽化のため、宇佐市、豊後高田市、国東市の 3 市で新たな施設の整備を計画し、令和 6 年度の供用開始を予定している。

クリーンセンターについては、施設の状況を勘査し、整備又は拡充などを図る。

### 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### a 主要な市街地開発事業の決定の方針

平成30年度末現在、豊後高田市役所などの官公庁が集積していた御玉地区で土地区画整理事業が1地区完了している。今後、居住環境の改善が必要となっている古くからの市街地や、用途地域において都市基盤が不十分で未利用地が介在している地区では、必要に応じて土地区画整理事業の導入を検討する。

### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

本都市計画区域は、周囲を国東半島県立自然公園に囲まれるとともに、多くの歴史的遺産、水、緑、田園景観に恵まれた豊かな自然環境下にある。今後ともこの豊かな自然環境を失うことなく、さらに優れた魅力的なものとして次なる世代に引き継いでいく。また、住民の全体の憩いと交流の場となる都市公園の整備、拡充を図るとともに、適切な維持・管理や機能の充実、長寿命化に努め、まちなみゆとりとうるおいをもたらす緑の維持、保全を推進し新たな緑の創出を図る。

また、市街地内の農地は、景観・環境・交流等の機能を持つ身近にふれることができる緑地として、必要に応じて保全に努める。

魅力ある地域づくりを進めるにあたっては、民間との連携や国の制度活用等により、社会資本の整備や土地利用等のハード・ソフト両面において自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの取組に努める。

#### b 主要な緑地の配置方針

##### ア 環境保全系統

東部に広がり国東半島県立自然公園に連なる樹林地は、市街地後背の貴重な自然緑地として位置づけ保全に努める。また、桂川、寄藻川、周防灘などの水辺環境は地域の骨格をなす資源として、また貴重な生物の生息地として知られており、生態系保全の観点からも保全に努める。

##### イ レクリエーション系統

公園・緑地は、住民のレクリエーションや憩いの場となり、生活にうるおいを与えるため、これらを市街地内や住宅地の周辺などに体系的に配置する。また、桂川沿いなどの水辺環境の整備を推進し、レクリエーションの場として活用する。

##### ウ 防災系統

市街地の中央を流れる桂川は、火災時の防火帯や消防水利などとして活用する。また、市街地に隣接する河川沿いの農地は食料供給基盤であるとともに、災害時の避難場所や洪水調節機能も担っており積極的に保全する。

## **エ 景観構成系統**

市街地を囲むように広がる田園風景や東部の丘陵地など良好な自然景観の保全に努める。また、周防灘、桂川、寄藻川などにより形成される良好な水辺空間を保全し、都市の環境上の軸となる景観形成に努める。丘陵地に存在する神社仏閣については、地域のシンボル景観としての活用を図る。

### **c 実現のための具体的な方針**

#### **ア 都市計画公園・緑地などの配置方針**

平成30年度末現在、計画決定されている都市基幹公園はない。今後必要に応じて都市基幹公園の配置・整備を図る。

今後、主要な公園の整備とともに、必要性・優先性に乏しくなった都市計画公園の見直しについて検討する。また、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用等により、民間の資金、技術、経験などを活かした魅力ある公園づくりについて検討する。

#### **イ 特別緑地保全地区などの指定目標及び指定方針**

市街地に点在する社寺林は市街地内の貴重な樹林であり、特別緑地保全地区への指定を検討し、その永続性を図る。工業系用途地域の工場の緑地は、緩衝地として緑地の存続を図る。また、本都市計画区域東部の丘陵地は、風致地区などの指定を検討し、良好な樹林地の維持存続に努める。

## 4 都市防災に関する方針

### 1) 基本方針

都市防災対策は、都市の健全な発展を進めるためには必要不可欠であり、災害時に生命・身体の安全が確保されるよう、強靭な県土づくりを推進し、災害に強い都市構造の形成を図る必要がある。

特に災害の危険性が高い区域については、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせた安全性の確保が必要である。

そのため、防災事業や避難体制の確立、各種都市計画制度の活用などを推進し、より安全な都市環境を形成していくとともに、事前復興の備えについても必要な取組を行う。

### 2) 都市防災のための施策の概要

強靭な県土の確保に向けて、大規模災害に対する脆弱性を適切に評価するとともに、人口動態を考慮しながら、可能な限り災害リスクの低い区域へ居住や都市機能を誘導し、災害リスクの高い区域については土地利用規制等を検討するなど、適切な土地利用を図りつつ都市の防災性向上に努める。特に、地区計画の指定などにより、市街地の不燃化を促進する。

また、市街地における災害を防止するため、市街地開発や産業用地等の新規開発の際の地盤改良等宅地災害の防止等に努める。

緊急輸送道路など災害時にその機能の維持が必要な道路については、防災対策を推進するとともに、災害時におけるライフラインの安全性を確保するため、豊後高田昭和の町の景観に配慮しつつ道路の無電柱化を検討する。

河川については、浸水対策の取組を進めるとともに、既設の海岸保全施設や下水道施設については、耐震化・耐浪化の促進に努める。

これらに加えて、道路閉塞の原因となる建築物や塀等の改修支援の検討、津波避難ビルの指定及び小学校区や自治会単位での防災訓練の実施なども推進する。

さらに、速やかな復旧・復興に備え、地域防災計画等に基づいた防災対策の推進、復興事前準備など、自助共助を中心とした地域防災力の強化を図る。

## 5 都市計画の相互支援と管理

本都市計画区域が掲げる基本理念に則り、都市計画に係る各種施策、事業などを計画的に進めていくため、県、市及び住民等の責務や能力に応じた役割分担のあり方を明らかにする。また、各主体間において計画の相互支援と管理を行うことにより、それぞれの取組が効果的に連動・連携するよう努める。

さらに、都市計画をより良いものに育てていくことを目的として、計画内容の透明性の確保を図ると同時に、社会経済情勢の変化や住民・市の意向を踏まえて計画内容の継続的な改善を行っていくものとする。

### 1) 役割分担と相互支援

都市計画の策定又は事業化などに際しては、各主体が個別にそれぞれの役割を果たすだけでなく、各主体が相互に支援しあって取組を進めることが重要となるため、以下のような役割分担及び相互支援のもとに計画の推進を図る。

#### ① 県の役割

県は、県土の健全な発展を図ることを目的として、都市計画に係る各種の基準や方針の策定及び広域的見地から必要とされる都市施設に関する計画決定を行い、必要に応じて、整備、開発及び保全の方針などについても、概ね5年ごとに実施される都市計画に関する基礎調査結果に基づいて、適宜計画内容の見直しを行うものとする。また、市及び住民が主体となったまちづくりを支援するため、広域的な観点から調整を図る。

さらに、都市計画に関する情報提供などを随時行うとともに、定期的に開催される「都市（まち）づくり懇談会」等により、多方面からの意見を聴取するものとする。

#### ② 市の役割

市は、県の定める広域的な計画や都市計画に関する基礎調査結果をもとに、県と連携を図りながら、具体的な地域地区などの指定及び都市施設の計画決定などを行うとともに、地域住民の意向を反映したまちづくりを進めることを目的として、市の都市計画に関する基本的な方針の策定（又は見直し）、まちづくり条例の制定などに取り組むものとする。

また、住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供、県、市、まちづくりに直接関わる住民及び有識者等から構成される「都市（まち）づくり懇談会」等の継続的な開催運営などを通じて住民参加の仕組みづくりを進めるなど、住民が主体となったまちづくりの促進を図る。なお、まちづくりの活動や、まちづくりを担う人材の育成に対して積極的に支援するものとする。

#### ③ 住民等の役割

住民等は、都市計画が専ら行政の仕事であるというこれまでの意識を転換し、自らが居

住又は就業する空間や公園等の公共空間における環境の改善又は保全を図ることを目的として、行政の進める都市計画に対して積極的に参画するとともに、各種協定やルールなどの締結やその順守によって自主的な管理運営を図るものとする。

また、各地域又は県の都市計画に関する情報提供を受け、地域の実情に応じたローカルルールなど、行政だけでは対応しにくい部分を、都市計画への提案制度などを活用し、積極的に提案、意向の提示を行うものとする。

まちづくりについては、防災や景観等の地域活動と併せて、展開していくものとする。

#### ④ 各主体間の相互支援

都市計画に係るあらゆる計画・事業について、推進主体だけが単独で取り組むのではなく、他の主体がその取組を協働で支援するとともに、必要に応じて進捗や効果などについて管理するものとする。

また、人口減少・高齢化が進む都市の成熟期にあっては、行政主体のまちづくりからの転換を図り、様々な主体が主役となり、自分達の地域の資源を活用し、地域の価値を高めるエリアマネジメントを推進する。

このため、各主体の計画・事業の透明性を確保するとともに、相互の支援関係や協力関係の強化に努めるものとする。

### 2) 計画の管理と継続的改善

本方針は、法制度などの改正や個別都市政策への対応、社会経済情勢の変化、又は住民・市の意向を踏まえ適宜見直しを行うものとする。

なお、本方針で掲げた計画内容とその進捗状況については、県と市が協働して、まちづくりの課題と対応状況を記載した資料を別途作成し、住民に対して広く公表を行うとともに、意見交換の場として定期的に開催する「都市（まち）づくり懇談会」等で説明を行うものとする。また、ある課題の解消に向けて対応策を実施した場合はその効果に対する評価を行い、対応策が実施されない場合はその理由を明確にするなど、新たな課題の再整理及び新たな計画内容への反映を適宜行うことにより、継続的に計画内容を改善していくものとする。

